

高齢運転者支援のための重点施策（案）（抜粋）

4．高齢運転者標識制度の見直し

(1) 高齢運転者標識制度の見直し（報告書4.(2)）

平成19年の道路交通法改正によって75歳以上の高齢運転者に表示が義務付けられた高齢運転者標識の制度は、平成20年6月1日から施行されたが、警察としては、施行日から1年間を制度周知のための期間として、高齢運転者標識の表示義務違反の取締りを行わないとしたところである。その後、施行日から半年余りが経過したが、警察その他関係機関・団体による積極的な広報啓発活動等の結果、平成20年9月現在の75歳以上の運転者の高齢運転者標識の表示率は75.4%にまで上昇するなど、高齢運転者の交通安全に関する意識が高まっている。

これらの状況等を踏まえると、今後も、広報啓発活動に引き続き積極的に取り組むことにより、本制度の普及定着させることが可能であると考えられることから、道路交通法を改正し、本制度の規定を当分の間適用しないこととするとともに、70歳以上75歳未満の者と同様、努力義務にとどめることとする。

(2) 高齢運転者標識の様式の検討（報告書4.(2)）

高齢運転者標識の様式について検討を行うための有識者による委員会を開催し、高齢運転者標識の様式について、変更の是非も含めて国民各層からの様々な意見を把握した上で幅広く検討する。